

一般社団法人 小倉青色申告会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人小倉青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北九州市小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館9階に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、納税者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する研究調査を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- (4) 租税教育など税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
- (5) 会員の福利厚生、親睦及び利便に資する事業
- (6) 機関紙の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- (7) 友誼団体との連携及び協調
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 準会員 本会の目的に賛同し、入会した正会員以外の個人、法人及びその他の